

別表 1

＜補助対象事業＞

区分名	内容	補助対象経費	補助率	補助限度額	補助金交付の上限回数
起業支援事業※	新たに事業を開始しようとするものに対する補助。	専門家謝金、専門家旅費、コンサルタント料、デザイン料、賃借料、使用料、市場調査費、調査分析費、印刷製本費、消耗品費、備品購入費、原材料購入費、通信運搬費、試作費、設計費、外注加工費、委託料、会議費、産業財産権導入費、施設整備費、施設改修費、研修受講料、広告宣伝費、その他町長が必要と認める経費	2/3	50 万円 75 万円 ※若者（交付申請者が令和 3 年 4 月 1 日時点で 45 歳未満）が起業又は第二創業する場合で、創業に関するセミナー等を年 4 回以上受講する場合（令和元年度及び令和 2 年度に創業セミナー等を 4 回以上受講した場合を含む）又は大江町商工会から 4 回以上創業に関する指導を受け、起業又は第二創業後に大江町商工会に入会する場合	1 回
第二創業支援事業※	既に事業を営んでいる個人事業主又は法人が、日本標準産業分類の中分類以上の異なる業種について、新たに事業を開始するものに対する補助。	専門家謝金、専門家旅費、コンサルタント料、デザイン料、使用料、市場調査費、調査分析費、印刷製本費、消耗品費、備品購入費、原材料購入費、通信運搬費、試作費、外注加工費、委託料、会議費、研修受講料、広告宣伝費、その他町長が必要と認める経費	1/2	20 万円	2 回
新商品開発支援事業	新商品の開発に取り組むものに対する補助。	専門家謝金、専門家旅費、コンサルタント料、デザイン料、使用料、市場調査費、調査分析費、印刷製本費、消耗品費、備品購入費、原材料購入費、通信運搬費、試作費、外注加工費、委託料、会議費、研修受講料、広告宣伝費、その他町長が必要と認める経費	1/2	20 万円	2 回
連携共同事業支援事業	複数事業者が連携、共同して販売促進等を行う取組みに対する補助。	申請書類作成費（司法書士・行政書士等に支払う経費）、その他町長が必要と認める経費	1/2	10 万円	1 回
法人化支援事業	個人事業主が行う法人化に対する補助。				

		要と認める経費			
ホームページ作成支援事業	新たにホームページを作成したり、既存のホームページを大幅にリニューアルすることに対する補助。 ※事業承継日後 1 年以内に行うものは対象外とする。	新たに開設するホームページのコンテンツ制作費用、既に開設しているホームページのコンテンツ変更費用（大幅なリニューアル）、写真や動画の撮影委託料、独自ドメイン取得料、ホームページ作成ソフト購入費、その他町長が必要と認める経費	1/2	10 万円	1 回